

教育委員会教育長交際費の支出基準

1 趣旨

教育委員会教育長交際費は、教育委員会が行政執行のため、教育委員会を代表して外部との公の交際や交渉に要する経費であり、その執行に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限とするが、支出の一層の透明性を図りもって開かれた教育行政の推進を図ることを目的とし、この基準を定める。

2 執行者の範囲

教育委員会は合議体であるため、交際費の支出に当たっては「ふじみ野市教育委員会」として支出するものであるが、その出席者は教育長又は教育長が指名した者が出席する場合とする。

3 支出項目

交際費としての支出は、その行為が教育行政の運営上必要と認められ、教育の進展に結びつくことが期待されるもの、又は社会通念上必要と認められるもので、次の各号に定める事項とする。

(1) 慶弔費

ア 祝金

祝金の支出は、記念式典又は行事等に出席する場合とし、会費の明示があるものはその金額を、会費の明示がないものは10,000円を限度とする。ただし、当選祝い及び結婚式のお祝いは支出しない。

イ弔事

弔事の支出は、別表第1のとおりとする。ただし、お返し等については受取らないものとする。

ウ 見舞い

見舞いの支出は10,000円を限度とする。ただし、職員の病気見舞いは支出しない。

(2) 賛助金

賛助金の支出は、公に認められた団体及びそれに準じる団体で、その事業の趣旨が明確である場合とし、10,000円を限度とする。

(3) 渉外費

渉外費の支出は、外部との公の意見交換又は折衝等に必要な土産等の購入、又は情報収集のための懇談会等に出席する場合とし、社会通念上、妥当と認められる範囲内の額とする。

(4) 掲載料

教育委員会に関する記事を掲載し、発行するものに限る。

(5) 会費等

会費等の支出は、各種団体等が行う懇親を目的とする会合等で、交際費を支出することが公益上適當と認められる場合に限り、その会費等の実費を支出する。この場合において、実費の額が不明であるときは、別表第2の支出基準に照らし、支出額を決定する。ただし、各行政委員会が実施する研修会等については、支出しない。

(6) その他

前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたものは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

区分		香典	弔電
県議会議員（市内） 市議会議員	現職	本人	10,000円
		配偶者、実父母、子、同居の義父母	10,000円
	元	本人	10,000円
入間東部地区事務組合管理者及び副管理者	現職	本人	10,000円
		配偶者、実父母、子、同居の義父母	10,000円
	元	本人	10,000円
入間東部地区教育委員会教育長	現職	本人	10,000円
		配偶者、実父母、子、同居の義父母	10,000円
	元	本人	管内教育委員会で協議
特別職 市長・副市長・教育長	現職	本人	10,000円
		配偶者、実父母、子、同居の義父母	10,000円
	元	本人	10,000円
市教育委員	現職	本人	10,000円
		配偶者、実父母、子、同居の義父母	10,000円
	元	本人	10,000円
他市町村の教育長 (入間東部地区を除く)	現職	本人	弔電
		配偶者、実父母、子、同居の義父母	弔電
教育委員会が委嘱した委員	現職	本人	10,000円
市内学校長	現職	本人	10,000円
		配偶者、実父母、子、同居の義父母	弔電
その他	教育長が特に必要と認めるもの		10,000円

市議会議員の元職については、旧上福岡市議会議員及び旧大井町議会議員についても対象とする。

教育長は必要に応じて、香典を生花等、または弔電に代えることができる。

別表第2

支出区分	支 出 内 容	金 額	備 考
会 費 等	飲食等を伴わないもの	支出しない	
	公共施設又は支出の対象となる団体の自己所有又は賃借する施設を使用し、飲食等を伴うもの及び夏祭り等	3, 000円	飲食の内容等により5, 000円を上限とした支出をすることができる。
	飲食店を使用するもの	5, 000円	飲食の内容等により10, 000円を上限とした支出をすることができる。
上記に該当しないものは、10, 000円の範囲内で支出するものとする。			